

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	企業年金の新たな選択肢について ～「リスク対応掛金」および「リスク分担型DB」の概要～…P1
【コラム】	厚生年金基金の解散時における分配額について ……P6

企業年金の新たな選択肢について
～ 「リスク対応掛金」および「リスク分担型DB」の概要 ～

1. はじめに

2015（平成27）年9月11日、厚生労働省は、第16回社会保障審議会企業年金部会において、確定給付企業年金（DB）の弾力的な運営のための新たな制度設計案を提示しました。同案は、部会の場において大筋で了承され、2016（平成28）年4月からの施行を目指して関係政省令等の整備が進められます。

今回は、企業年金の新たな選択肢として提示された「リスク対応掛金」および「リスク分担型DB」の概要について解説するとともに、当該制度改正が今後の企業年金制度の普及等に与える影響について考察します。

2. 企業年金の新たな選択肢について

今般のDBの制度改正が、政府の成長戦略である「日本再興戦略 改訂2015」（2015年6月30日閣議決定）を受けて押し進められていることは、本誌2015年8月号（No.568）で既に解説したところです。同戦略では、DBの制度改善について、企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、**運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入と、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置**について検討し、本年中（2015年中）に結論を得る旨が明記されました。

これを受けて、平成28年度税制改正要望において、厚生労働省、経済産業省および金融庁の3省庁がDBの制度改善に係る税制上の措置を共同要望するとともに、第16回社会保障審議会企業年金部会（2015年9月11日開催）では、DBの拠出弾力化措置として「**リスク対応掛金**」の設定が、柔軟で弾力的なハイブリッド型の給付設計として「**リスク分担型DB（仮称）**」創設がそれぞれ提示されました。なお、リスク分担型DBは、リスク対応掛金の設定と併せて実施することが前提となっています（図表1）。

<図表1> 確定給付企業年金（DB）の弾力的な運営について（全体像）

	リスク対応掛金	リスク分担型DB
DBの拠出弾力化について	○	—
柔軟で弾力的な給付設計について	○	○

（出所）第16回社会保障審議会企業年金部会資料等を基に、りそな年金研究所作成。

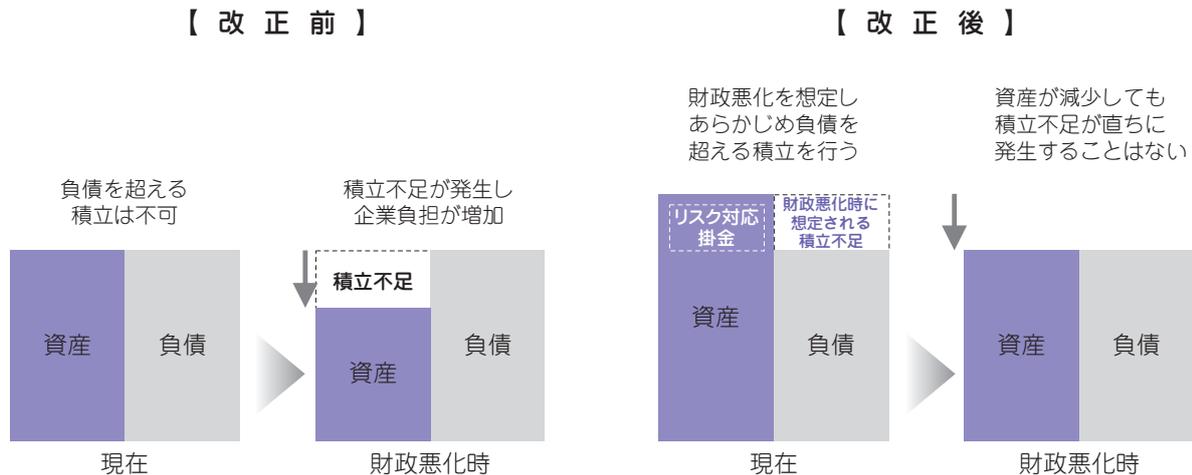
(1) DBの拠出弾力化（リスク対応掛金）について

あらかじめ給付の算定方法が定められているDB制度においては、想定していた前提と実績との相違により財政が悪化した場合には、掛金を増加することにより財政を均衡させるのが基本となっています。しかし、現在のDB制度では、平常時は負債を超える掛金拠出が認められておらず、財政が悪化したときに

初めて掛金を追加拠出するものとされています。積立状況の変動は景気の変動と連動することが一般的であるため、景気が悪化し企業業績が悪いときほど追加拠出が求められることとなり、こうした企業活動へ及ぼす影響がDB制度の普及を阻害しているとかねてより指摘されてきました。

そこで、景気の変動に応じて拠出額が変動しやすいDBの掛金拠出を一定程度平準的なものとし、もって安定的なDBの運営を実現するため、あらかじめ①**財政悪化時に想定される積立不足**を測定し、当該測定値の範囲内で②**リスク対応掛金**を標準掛金等に上乗せして拠出することができる措置が示されました（図表2）。

＜図表2＞財政悪化を想定した掛金拠出（リスク対応掛金）



（出所）第16回社会保障審議会企業年金部会資料等を基に、リソな年金研究所作成。

①「財政悪化時に想定される積立不足」の測定

リスク対応掛金の水準を決定づける「財政悪化時に想定される積立不足」は、20年程度に一度の損失にも耐えうる基準として、例えば以下のようなルールを定めることが想定されています（図表3）。ここで「20年」が基準として持ち出されているのは、現行のDB制度において積立不足の最長償却期間が20年とされていることと平仄を合わせたものと考えられます。また、現行のDB制度では、過剰な損金算入を防ぐ観点から、積立上限額（保守的な基準による数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい方×1.5）が設けられており、当該上限額を超えない範囲で設定されることが想定されます。

なお、簡易な基準に基づくDB（加入者数500人未満）および受託保証型DBについては、上記①の測定は不要とされる見込みですが、それ以外のDBについては、リスク対応掛金の設定の有無にかかわらず①を測定しなければいけないのか等の詳細が、現時点では不明です。

＜図表3＞「財政悪化時に想定される積立不足」の測定ルール（案）

ストレスシナリオによる方法	厳しい前提のもとで計算した場合に生じる積立不足の額として設定。
VaR (Value at Risk) による方法	積立不足の変動を一定の信頼水準で確保（確率95%程度でカバー）するために必要な積立として設定。
資産価格の変動のみを見込む方法	資産ごとに定められたリスク係数を乗じた額の合計額として設定。

（出所）第16回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定給付企業年金の弾力的な運営について」を基に、リソな年金研究所作成。

②「リスク対応掛金」の設定

リスク対応掛金は、現行の特別掛金や特例掛金とは別に、上記①の「財政悪化時に想定される積立不足」の範囲内で設定することが可能となります。想定を超えるリスクに対応するべくあらかじめ積み立てて備えておくという意味では、保険会社におけるソルベンシー・マージンや銀行における自己資本の積み増しに近いものと言えます。諸外国の例を挙げると、オランダの企業年金では、すべてのDB制度に対して、負債の105%以上の積立に加えて運用方針や年齢構成に応じた追加積立が義務付けられるなど、リスクに備えた積立が行われています。

③リスク対応掛金の設定に伴う新たな財政均衡の考え方

現行のDB制度では、「資産+掛金収入現価」が「給付現価」の水準に一致している状態を財政均衡の状態としています。これに対し、リスク対応掛金を設定するDBにおいては、「資産+現行の掛金収入現価+リスク対応掛金収入現価」が「給付現価+財政悪化時に想定される積立不足」を下回っていても、「財政悪化時に想定される積立不足」の範囲内に収まっていれば、財政が均衡しているものとみなします（図表4）。つまり、リスク対応掛金を拠出することにより、「財政悪化時に想定される積立不足」が財政均衡のいわばバッファ（緩衝材）の役割を果たすこととなります。なお、「財政悪化時に想定される積立不足」をも超えるような積立不足が発生した場合は、これまでと同様に特別掛金の追加拠出が発生することとなります。

最後に、「財政悪化時に想定される積立不足」の測定およびリスク対応掛金の設定については、一定の専門性を有する第三者（年金数理人など）が確認する措置が併せて講じられる見込みです。

<図表4> リスク対応掛金の設定に伴う新たな財政均衡の考え方

【積立剰余の状態】

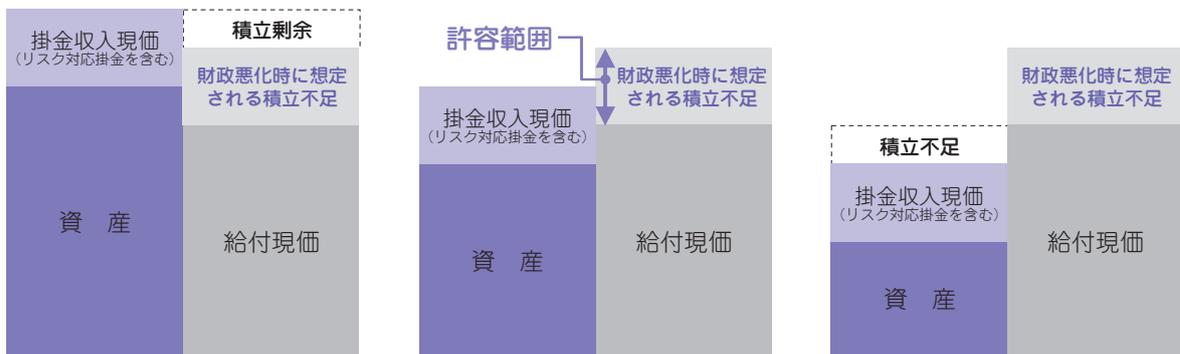
規約に定める掛金が財政悪化時に想定される費用を超過している状態

【財政均衡の状態】

規約に定める掛金が財政悪化時に想定される費用の範囲内にある状態

【積立不足の状態】

規約に定める掛金が通常の予測に基づく給付に対して不足している状態



(出所) 第16回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定給付企業年金の弾力的な運営について」p.19を基に、リソな年金研究所作成。

(2) 柔軟で弾力的な給付設計（リスク分担型DB）の導入

年金制度は、給付建て（確定給付型：DB）であろうと掛金建て（確定拠出型：DC）であろうと、収支相等の原則（給付＝掛金＋運用収益）に基づいて運営されるという点では違いはありません。しかし、資産運用が低調な局面で不足が生じた場合、DBでは事業主が積立不足の埋め合わせを求められる一方、DCでは加入者・受給者が運用低迷の結果（給付原資の減少）を受け入れざるを得なくなります。すなわち、DBかDCかの違いは、資産運用リスクを事業主が負うか加入者・受給者が負うかの違いとなって表れるため、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造であることがかねてより指摘されてきました。

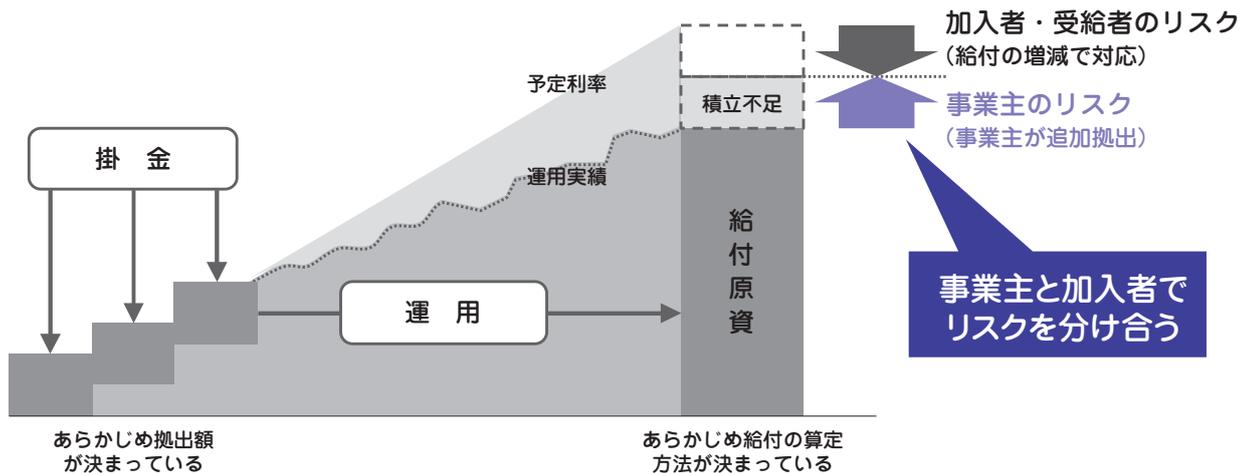
こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを柔軟に分け合うことを可能とする手段として、DB・DCの中間的な性格を有するハイブリッド型（混合型）年金制度の導入があります。ハイブリッド型年金制度とは、DBとDC双方の特徴を併せ持つ制度であり、両制度の偏りを相互補完し、企業ニーズに応じた柔軟な制度設計を可能にするものとして注目されています。わが国では、厚生年金基金および確定給付企業年金において、2002（平成14）年4月からハイブリッド型の一形態である「キャッシュバランスプラン」が導入されたほか、2014年4月からは運用実績を指標とした「実績連動型キャッシュバランスプラン」も導入可能となっています。

①リスク分担型DBの概要

今般の企業年金部会では、将来発生するリスクを労使でどのように分担するかをあらかじめ労使合意により定めておく仕組みとして、前述のリスク対応掛金の仕組みを活用し、これを事業主によるリスク負担部分と定めるリスク分担型DB（仮称）の創設が示されました（図表5）。

<図表5> リスク分担型DBの概要

	確定給付企業年金(DB)	リスク分担型DB〔仮称〕	確定拠出年金(DC)
掛 金	運用や財政状況によって変動	規約に定めた掛金を拠出（一定期間固定）	規約に定めた掛金を拠出
運 用	企業が一括で運用 資産運用リスクは企業が負う	企業が一括で運用 労使で資産運用リスクを分担 ● 事業主のリスク：リスク対応掛金の拠出 ● 加入者等のリスク：運用実績が元本を下回るリスク	加入者が個別に運用指図 資産運用リスクは加入者が負う
給 付	規約に定めた給付を約束	運用次第で変動	運用次第で変動



(出所) 第16回社会保障審議会企業年金部会資料等を基に、リソな年金研究所作成。

リスク分担型DBにおける給付の算定式は、従来のDBにおける給付の算定式に「調整率」を乗じたものとして定義されます。調整率は、積立水準に応じて図表6の通り定められますが、単年度ごとの変動を抑制するため、複数年度で平滑化したものを使用することも可能です（毎年度の調整率は規約に定めます）。また、あらかじめ労使合意により固定されたリスク対応掛金を拠出するとともに、標準掛金等についても原則固定する見込みです。

<図表6> リスク分担型DBの制度設計

給付算定式	従来のDBにおける給付算定式 × 調整率
調整率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余が生じている場合：調整率 = $\frac{\text{積立金} + \text{掛金収入現価} - \text{財政悪化時に想定される積立不足}}{\text{調整を行わない場合の給付現価}}$ ・ 財政均衡している場合：調整率 = 1.0 ・ 不足が生じている場合：調整率 = $\frac{\text{積立金} + \text{掛金収入現価}}{\text{調整を行わない場合の給付現価}}$
掛 金	あらかじめ労使合意により固定された リスク対応掛金 を拠出（通常の掛金についても固定）
資産管理	一括管理（個人勘定は持たない）
会計処理	掛金水準が一定期間固定されるため、 企業会計上はDCとして取り扱われることを想定 （退職給付債務の認識は不要、制度への拠出額のみ費用処理）

(出所) 第16回社会保障審議会企業年金部会資料等を基に、リソな年金研究所作成。

②リスク分担型DBの財政運営

リスク分担型DBでは、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図ります（単年度での給付の変動を抑制するため複数年度で調整を平滑化することも可能）。例えば、「資産＋現行の掛金収入現価＋リスク対応掛金収入現価」が「給付現価」を下回った場合は、その分だけ給付を減額します。逆に、「資産＋現行の掛金収入現価＋リスク対応掛金収入現価」が「給付現価＋財政悪化時に想定される積立不足」を上回った場合は、給付を増額します。

財政再計算においては、基礎率等を洗い直したうえで「給付現価」「掛金収入現価」「財政悪化時に想定

される積立不足」等を計算しますが、現行のDB制度とは異なり、財政再計算を経ても掛金は原則固定します。なお、労使合意に基づく掛金の増額や給付設計の変更は認められる見込みです。

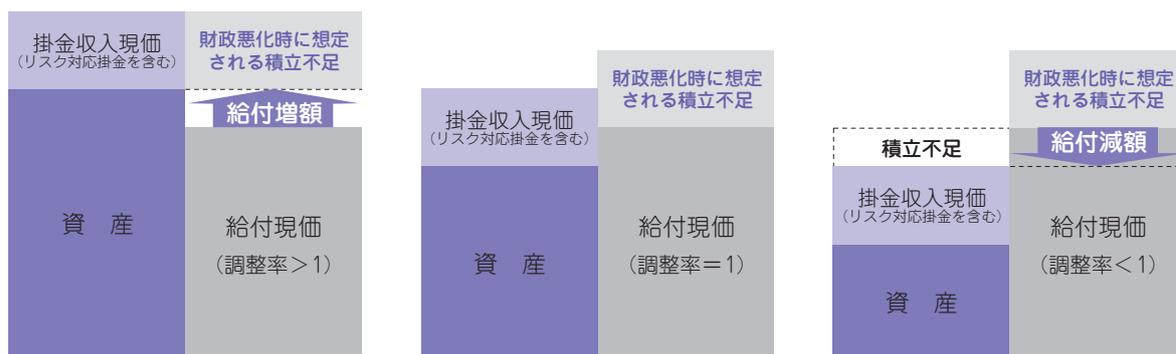
＜図表7＞リスク分担型DBの財政均衡の考え方

【積立剰余の状態】 【財政均衡の状態】 【積立不足の状態】

積立超過の分だけ
給付現価を増額
(増額スライド)

調整なし

積立不足の分だけ
給付現価を減額
(減額スライド)



(出所) 第16回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定給付企業年金の弾力的な運営について」p.27を基に、リソな年金研究所作成。

③リスク分担型DBにおける意思決定のあり方

リスク分担型DBは、資産運用の結果により加入者・受給者の給付が調整される可能性があるため、制度開始時の意思決定に加え、制度実施後も加入者等が適切に意思決定に参画できるための措置が講じられます(図表8)。

＜図表8＞リスク分担型DBにおける意思決定のための措置

委員会の設置	・加入者の参画は必須、受給者の参画を妨げない、外部の有識者の参画可 ・少なくとも年1回以上開催(加入者代表が参画する資産運用委員会での代用可)
運用基本方針等	リスク運用型DBを実施する場合は、基金型・規約型を問わず、「運用基本方針」「政策的資産構成割合」の策定を義務付ける。
運用実績等の詳細確認	委員会に参画する加入者代表は、「資産運用方針に関する既存の内部規程類」「受託機関から提供された運用結果報告書」等の詳細について開示を受けることができる。
情報開示の強化	受給者への業務概況の周知を、加入者と同様に義務化。
移行時の手続	移行後の積立状況(資産+リスク対応掛金)に応じて手続要件が異なる。 ・(資産+リスク対応掛金) ≥ (給付現価+財政悪化時に想定される積立不足×1/2)の場合 給付減額には該当しないが、受給者に対し十分な事前説明等の措置を講ずる必要あり。 ・(資産+リスク対応掛金) < (給付現価+財政悪化時に想定される積立不足×1/2)の場合 給付減額に該当し、給付減額と同じ手続要件を満たす必要あり。

(出所) 第16回社会保障審議会企業年金部会資料等を基に、リソな年金研究所作成。

4. 結びにかえて ～ 新たな選択肢は企業年金の普及・発展に資するか

企業年金の新たな選択肢として今般提示された「リスク対応掛金」および「リスク分担型DB」における、既存の制度とのリスク分担の度合いを比較したのが、図表9です。

リスク対応掛金は、給付設計はDBと同様(自動調整を伴わない)であるため、加入者は原則としてリスクを負いません。一方、事業主は、平常時は多めの掛金拠出を求められるものの、景気低迷局面での追加拠出の可能性が一定程度抑制されます。企業においては一定程度の採用ニーズがあるものと想定されますが、掛金算定や財政運営上の制約が過大なものとなると、導入・普及が進まない懸念もあります。

リスク分担型DBは、事業主のリスクは「リスク対応掛金の拠出」のみに留まる一方、加入者・受給者

は運用実績が元本を下回るリスクを負うこととなり、リスク特性はDC制度に最も近くなります。また、加入者にとっては給付減額への懸念や資産運用への参画を伴うこと等を勘案すると、労使合意に至るまでのハードルは高いものと想定されます。

一方で、リスク分担型DBのモデルとなったオランダの集団型DC（コレクティブDC）は、掛金水準が一定期間固定されることを理由に、企業会計上はDC（退職給付債務の認識不要、拠出額のみ費用処理）として取扱われています。リスク分担型DBも当該会計処理が認められれば、貸借対照表のスリム化を図りたい企業による導入ニーズが見込まれます。また、従業員給付（企業年金を含む）の国際会計基準であるIAS19は、給付算定式のあるDBでも追加拠出を求めない場合はDCに区分される旨を2011年改訂で明確化しており、国際基準への統一あるいはコンバージェンス（収斂）の観点からは、当該会計処理の実現可能性は皆無とは言い切れません。

ともあれ、今般の新たな選択肢は、2016（平成28）年4月からの施行を目指して関係政省令等の整備が進められます。弊社では、本件制度改正の動向について新たな情報を入手次第、追ってご報告いたします。

<図表9>わが国の企業年金における労使のリスク分担

給付設計	法令	労使のリスク分担	事業主 + リスクの分担 + 加入者等
伝統的なDB	DB法	事業主：運用実績が予定利率を下回るリスク 加入者：（原則リスクを負わない）	
DBの拠出弾力化 （リスク対応掛金）	DB法	事業主：リスク対応掛金の拠出 運用実績が想定以上に悪化するリスク 加入者：（原則リスクを負わない）	
キャッシュバランスプラン	DB法	事業主：運用実績が指標を下回るリスク 加入者：指標が予定利率を下回るリスク	
実績連動型キャッシュバ ランスプラン	DB法	事業主：運用実績が元本を下回るリスク 加入者：運用実績が予定利率を下回るリスク	
柔軟で弾力的な給付設計 （リスク分担型DB）	DB法	事業主：リスク対応掛金の拠出 加入者：運用実績が元本を下回るリスク	
伝統的なDC	DC法	事業主：（原則リスクを負わない） 加入者：運用実績が元本を下回るリスク	

（出所）第8回社会保障審議会企業年金部会「資料4 柔軟で弾力的な給付設計」p.8を基に、リそな年金研究所作成。

<ご参考資料>

第16回社会保障審議会企業年金部会 資料（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000097276.html>

企業年金ノート2013年2月号（No.538）「ハイブリッド型年金制度について」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201302.pdf>

企業年金ノート2014年12月号（No.560）「社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その1）」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201412.pdf>

企業年金ノート2015年8月号（No.568）「政府の成長戦略と企業年金の制度改正について」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201508.pdf>

（リそな年金研究所 谷内 陽一）

りそなコラム

厚生年金基金の解散時における分配額について

第63回のコラムのテーマは、「厚生年金基金の解散時の分配額」に関する、某信託銀行の担当職員「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：2014（平成26）年4月1日に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行されたことで、厚生年金基金の解散が進んでいます。残余財産がある場合には分配を行うことは知っているのですが、どうやって分配額が算定されているのかがよくわからなくて、お客さまからの質問に対応できるのが不安です。この機会に詳しく教えていただけないでしょうか？

B課長：分配額は、具体的な計算方法が分かりづらくて、説明が難しいところだよね。お客さまにもきちんと内容を伝えられるようしっかりと理解を深めよう。さて、分配額は、法令上は「上乗せ部分の最低積立基準額（以下：最低積立基準額）」を基準に算定することとされているんだ。ただし、昨年の通知改正で、「加入員や受給権者に十分な説明を行うこと」を条件に、原則的な方法以外での分配も認められているよ。

Aさん：難しいですね。そもそも最低積立基準額というものがよくわかりません。基金の解散日時点で算定した年金額の現価や一時金額とは違うものなのですか？

B課長：最低積立基準額は「最低保全給付」という額の現価に相当する額とされている。まずはこの最低保全給付について説明しよう。

Aさん：よろしくお願いします。

B課長：最低保全給付は、「基金が解散した場合にその時点までに発生している給付」とされているんだ。受給者の場合は「実際に支給されている額」、受給待期者の場合は「実際に支払われる予定の額」、加入員の場合は・・・

Aさん：基金解散日に資格喪失したと仮定した場合に支払われることとなる給付額ですか？

B課長：と、言いたいところなんだけど、ちょっと違うんだな。加入員の最低保全給付は、標準資格喪失日（規約で定める標準的な退職年齢に達した日）に加入員の資格を喪失した場合の給付額のうち、基金解散日時点までの期間に相当する給付額とされている。結果的に、年金受給資格を持つ加入員の最低保全給付は、据置乗率がかかっていない基金解散日時点での年金額となるんだ。

Aさん：一時金受給資格者の場合、標準資格喪失日時点の給付額のうち基金解散日時点までの期間に相当する給付額ということは、基金解散時に資格喪失した場合に支給される一時金額と一致するということですね。

<最低保全給付の額>

	受給資格なし	一時金受給資格者	年金受給資格者
加入員	0円	基金解散日時点で計算した一時金額	基金解散日時点で計算した年金額 (ただし据置乗率は考慮しない)
既脱退者	0円	0円 (脱退時に支給済のため)	基金解散日時点で支給されている年金額または支給されることとなる年金額

B課長：上記で定めた最低保全給付に、法令で決められた予定利率および予定死亡率に応じて算定した「現価率」を乗じることで、最低積立基準額が算定されるんだ。

Aさん：最低積立基準額から分配額はどのように計算されるんですか？

B課長：残余財産の額が最低積立基準額を上回るときは、最低積立基準額を分配した後に余った額を公平かつ合理的な比率で分けることとされているんだ。残余財産の額が最低積立基準額を下回るときは、最低積立基準額の比率で残余財産を分けることとされているんだけど、このときは、受給権者の最低積立基準額や加入員負担分に相当する最低積立基準額を優先的に分配することも認められているよ。

Aさん：分配額の計算方法はおおむね理解できました。ところで、実際に分配するとなると、金額の大小がどういう影響で発生するのは、お客さまが気にされるところだと思います。何か傾向はあるのでしょうか？

B課長：それは良い質問だね。まず、加入員期間が長い人や累計給与が多い人の方が、分配額は大きくなる傾向にあるのは、何となくイメージできるかな？

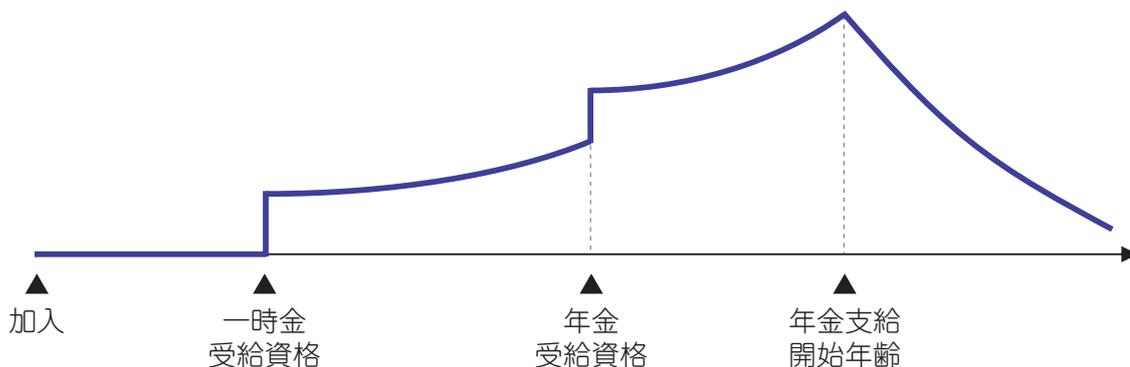
Aさん：給付額そのものの大小関係が、分配額の大小関係にもつながるということですね。

B課長：そうだね。特に、厚生年金基金制度では終身給付を行うことが義務付けられているから、加算部分の加入員は、一時金受給資格者から年金受給資格者に切り替わることで、分配額が大きく増加する傾向にあるといえるね。

厚生年金基金の解散時における分配額について

- Aさん：なるほど、では、加入員期間・累計給与が同一の人で、分配額に違いが出ることはあるのでしょうか？
- B課長：もちろんあるよ。要因としては、まず年齢の違いが考えられるね。最低積立基準額は最低保全給付の現価と言ったけど、年齢によって現価計算を行う場合の割引期間や将来の年金支給期間が異なるから、最低保全給付が同じであったとしても現価率で差が出てくるんだ。基本部分であれば生年月日によって支給開始年齢も違って来るから、その影響が出るよね。次に性別の違いも考えられるね。さっきも言ったように、厚生年金基金制度の給付には終身年金部分が含まれるから、死亡率の影響が出てくるんだ。一般的に、男性よりも女性の方が死亡率が低いから、女性の方が将来見込まれる年金支給期間が長くなって最低積立基準額も大きくなるんだ。
- Aさん：それ以外にも、同じ加入員期間・累計給与・性別の方であっても、加入員と既脱退者とでは最低保全給付の計算方法が異なるため分配額も異なるケースがあるように思います。
- B課長：その通りだね。ちょっと複雑になってきたので、整理してみようか。

<最低積立基準額の推移のイメージ図>



<条件の違いによる最低積立基準額の傾向>

差額要因		最低積立基準額の大小関係	理由
給付額		給付額が高い ⇒ 大 給付額が低い ⇒ 小	給付額を基準に算出するため
年齢	支給開始前	年齢が高い ⇒ 大 年齢が低い ⇒ 小	支給開始年齢から割引計算するため
	支給開始後	年齢が低い ⇒ 大 年齢が高い ⇒ 小	年齢が高まるにつれ将来の年金支給期間が短くなるため
性別		女性 ⇒ 大 男性 ⇒ 小	女性の方が死亡率が低いいため

- Aさん：最後に、B課長が冒頭で「原則的な方法以外での分配も認められている」とおっしゃっていましたが、具体的にはどのような方法が考えられるのでしょうか？
- B課長：一例として、最低積立基準額の代わりに、加算部分においては「脱退一時金の額」や「選択一時金額」を用いる方法などが考えられそうだね。ただ、分配方法を変更すると、分配額が増える人もいれば減る人も出てくる。仮に分配方法を変更する場合には、加入員や受給権者が納得できるよう、公平性・合理性に十分留意してその方法を検討する必要があると言えるね。
- Aさん：ありがとうございます。これから解散基金の増加とともに、上記のことを質問される機会が増えてくると思います。しっかり対応できるよう頑張ります！

企業年金ノート No.570

平成27年10月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※リそな銀行ホームページおよびリそな企業年金ネットワークでもご覧いただけます。

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）